健康教育支援事業

職場や仲間で健康づくり講習会を実施してみませんか？

公立学校共済組合島根支部が支援します。

組合員１人当たり 5,000 円上限で
組合員 10 人以上の場合、総額 80,000 円上限で助成します。

公立学校共済組合島根支部では、組合員を対象とする健康づくりのための講習会等の実施を支援しています。
この事業は、講習会等に要する講師謝金及び旅費を助成するものです。
手軽に受講できる **オンラインの受講** も助成対象です。
４人集まれば助成対象にいたしますので活用ください。

＊事業の詳細は裏面をご覧ください＊

以下の講師さんを紹介することができます！ご検討ください！

Roof Top
土江　久仁子さん
- リラックスヨガ
- 運動不足解消ヨガ
- 疲労解消ヨガ　など

(株) SKSS
佐藤　花織さん
- ストレッチ
- ポールやチューブを使った運動　など

※備品の数に限りがあります。

バランスボールインストラクター
奥　奈々恵さん
- バランスボールを使ったトレーニング、ストレッチなど

※備品の数に限りがあります

島根県臨床心理士
・公認心理士協会

・メンタルヘルスについてご要望に沿った講演が可能です。

紅茶専門店 Pungency
松尾　大樹さん

・おいしい紅茶の選び方、淹れ方　など

LITTLE COURT COFFEE
長谷川　卓さん

・おいしいコーヒーの選び方、淹れ方　など

❖申　込　期　間	令和７年４月１日から令和７年１２月２６日まで
❖実　施　期　間	令和７年４月１日から令和８年２月28日まで
❖手続きの流れ	①令和７年度健康教育支援事業申請書（様式１）に必要事項を記入し、共済組合へ提出してください。 ②共済組合で申請書を審査のうえ、助成決定を行います。

❖助成事業の流れ

島根支部で講師手配の場合（オンライン含む）

助成対象の決定を共済組合から送付

↓

所属所の担当と講師で日程調整及び事前打合せ

（松江宿泊所の Web 会議システムの利用可能日確認）

↓

講習会等の実施

↓

実施報告の提出（様式２）

講師謝金の助成の場合(実施団体で手配)

所属所等の担当と講師で事前打合せ

↓

助成対象の決定を共済組合から送付

↓

講習会の実施

↓

実施報告（様式２）及び

謝金等の口座振込申出の提出

島根支部で講師手配の場合 【ご用意いただくもの】

●インターネットが繋がるパソコン＆プロジェクター＆スクリーン
●パソコンに web カメラがあれば、更に双方向のやり取りが可能です。
（スマートフォン等のカメラ機能でも大丈夫です）
インターネット、スマホの通信にかかる費用は負担願います。
●共済組合が提供するもの
・講師手配＆配信場所（松江宿泊所サンラポーむらくもを予定）
・受講当日の Zoom によるリアルタイム接続
（松江宿泊所の web 会議システムを利用し、受講側のパソコンを招待します）

＊利用ルール＊

- 組合員の生活習慣病予防やメンタルヘルスケア等、健康増進を図るための講習会等が対象となります。
（児童･生徒が参加するもの、児童･生徒の健康管理等に関するもの又は保護者等と共催で行うものは対象外）
- 組合員及び所属所等に勤務する職員が対象です。（ただし、4名以上の組合員が含まれること）
- 当支部で講師手配の場合、講習会等の時間は、90 分から 120 分程度を予定しています。
- 助成金額には上限があります。上限を上回る謝金が必要な場合は所属所で超過分を準備のうえ、超過分の源泉徴収をお願いします。【一人当たり 5,000 円が上限で 10 人以上の場合増額し総額 80,000 円を上限】
- 講習会等の会場は、所属所等で用意していただきます。また、会場費用は所属所等の負担となります。
- 講師が個人事業主あるいは法人に属していない場合は、謝金等にかかる所得税は当支部で源泉徴収しますので講師依頼時にお伝えください。
【例】謝金等30，000円の場合、源泉所得税10．21％分（3，063円）を差し引いてお振込みします。
- 原則として、同一の所属所等（実施団体）につき実施期間内 1 回の利用となります。
- 講習会等終了後、10 日以内に当支部へ報告書等の提出が必要です。

お問い合わせ　〒690-8502　松江市殿町１番地　公立学校共済組合島根支部　保健担当
電話：０８５２－２２－６６１５　　ＦＡＸ：０８５２－３１－９６３１